

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- ・当社は、創業以来「誠実」「意欲」「技術」を社とし、「良い仕事をして顧客の信頼を得る」を創業理念として、品質至上と顧客最優先のもと、顧客と地域社会に信頼感・安心感・満足感を与える品質を提供することを経営の基本方針としております。また、事業を通じて常に社会に意義ある貢献をするため、「MAEDA企業行動憲章」「MAEDA行動規範」を定め、株主・顧客をはじめとするステークホルダーの皆様と理解と共感を得る開かれた経営を目指しております。
- ・グループ全体の企業価値を継続的に高めていくためには、内部統制機能を充実していくことが企業経営にとって不可欠であると認識しており、経営の効率性、健全性並びに透明性の向上を目指して、経営体制の整備等を実施しております。
- ・当社グループは、「関係会社規程」に基づき、定期的にグループ会社との連絡会を開催する等、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとにグループ経営戦略を決定、経営を円滑に遂行し、グループ企業の総合的な事業の発展を図る経営体制を整えております。また、グループ各社のCSR・コンプライアンス体制の構築を継続的に推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画】

当社では、最高経営責任者(代表取締役社長)の後継者の承継計画は、経営理念や経営戦略を踏まえて適切に行われていますが、手続きの客観性・適時性・透明性を高めるために、指名委員会を設置しております。今後、指名委員会を中心に検討し、候補者が社長に相応しい資質を有するか十分な時間をかけて審議を行う体制の構築を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有に関する方針、政策保有株式の議決権行使基準】

当社は、中長期的な持続的成長を実現していくためには、あらゆる事業活動において、様々な企業との協力・連携が必要であると考え、取引関係の維持・強化を目的に、政策保有株式を戦略的に保有しております。

個別株式の保有意義については、取引関係の維持・強化によって得られる当社の利益と資本コストを総合的に勘案して、その投資可否を判断し、毎年、取締役会において資本コスト、経済合理性、将来の見通しを検証しており、保有が相当でないとは判断される場合には、政策保有株式の売却を検討してまいります。

2020年度の検証においては、55銘柄について取締役会へ報告し、内15銘柄について売却の方向性を検討しております。

なお、議決権の行使にあたっては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間取引についての適正手続の枠組み】

当社は、取締役が行う利益相反取引について、取締役会での承認事項と規定し、取引の状況についても取締役会にて定期的に報告することとしております。

また、取締役、監査役及び執行役員に対しては、毎年、「関連当事者間に関する確認書」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等との取引の有無を確認しております。

なお、主要株主等との取引につきましても、法令等の定めに従い、取締役会にて確認等を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう資産運用委員会を設け、当社の財務部門等での職務経験があり適切な資質を持った人材を配置しています。また、企業年金基金の事務局においても適切な資質をもった人材を選出・配置しております。

運用面では、健全に企業年金の積立金の運用が確認でき、専門性の観点から必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を受けています。

また、受給者保護の観点から、当社と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反についても適切に管理しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

()会社の経営理念、経営戦略及び経営計画

当社の経営理念等については、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

また、当社は、2019年に創業100周年を迎えたことを機に、次の100年に向けた持続的な成長を実現するための「新たなMAEDAの企業像」を策定しました。そして、この新たな挑戦を着実に実行するため、次の10年「NEXT10」で目指す姿を描くとともに、そのロードマップを策定いたしました。新たなMAEDAが「NEXT10」で目指す姿とは、請負と脱請負の融合による「総合インフラサービス企業」への転換であります。この「総合インフラサービス企業」とは、請負を軸とした上下流すべての事業領域を拡大・強化することで利益の源泉であるエンジニアリング力をさらに強化しつつ、脱請負を軸としたあらゆるプロジェクトへの対応・拡大による新たな建設サービスの発展を目指すものです。そして、その実現により「あらゆるステークホルダーから信頼獲得を実現する企業」の達成を目指して参ります。さらに、次の100年「NEXT100」を見据えた新たなMAEDAの挑戦は、持続的成長に向けて安定かつ高収益体質を構築するとともに、世界中の社会課題を解決することで、すべてのステークホルダーからの信頼獲得に照準を合わせて参ります。この実現のため、2019年度を初年度とする3か年の中期経営計画「Maeda Change 1st Stage '19-'21」を策定し、重点施策である「生産性改革」「脱請負事業の全社的推進」「体質改善」に全社一丸となって取り組んでおります。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の「1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

取締役及び執行役員報酬決定手続は次のとおりです。取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会(代表取締役、社外取締役及び社外監査役で構成)において、原則年1回、報酬の決定方針、報酬制度の内容や報酬水準につき審議しております。当該審議を受け、基本報酬及び業績連動報酬(賞与)については2019年6月21日開催の定時株主総会で、譲渡制限付株式報酬については2018年6月22日開催の定時株主総会で、また業績連動型株式報酬については2019年6月21日開催の定時株主総会で、それぞれ決議された報酬額の範囲内で、取締役会の決議により決定します。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社の取締役会は、多様な意見に基づく十分な審議と迅速かつ合理的な意思決定を行うことを可能とする人材を、取締役の候補者として決定しています。また、適切に当社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映しております。

また、監査役候補者は、専門分野を中心とした幅広い経験・見識があり、業務執行状況の監査に加え、公正・中立的な立場で経営に対する意見・助言が出来る人材を監査役会の同意を得た上で、取締役会にて候補者を決定しています。

なお、取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、取締役会の諮問機関である任意の指名委員会(社内取締役及び社外取締役で構成)に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決議しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の選任理由については、「株主総会招集ご通知」に経歴を記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.maeda.co.jp/ir/report/tsuuchi.html>

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、経営方針関係、株主総会関係、内部統制システム関係等の定款及び法令で定められたもの、並びに経営上の重要な事項についても取締役会において決議することを「取締役会規程」等に規定しております。

また、これら以外の業務執行の決定については、決裁権限を明確にした社内規程を整備し、取締役会から経営陣に対し適切に権限を委ねることにより、意思決定の迅速化を図っています。

業務執行責任者及び社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、独立社外取締役の選任にあたり、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準(以下、「東証基準」といいます)に加え、広範かつ高度な観点からの意思決定への参画並びに経営の監督のために、豊富な経験と高い専門性を有することを独立性判断基準としております。

なお、東証基準中の「上場会社から役員報酬以外の多額の金銭その他の財産」とは、当社から収受している対価が年間1千万円を超えることをいいます。

【補充原則4 - 11 取締役会の構成についての考え方】

当社の取締役会は、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる規模とするため、現在は11名の取締役、5名の監査役で構成されております。

また、社内取締役は当社の業務に精通しており、豊富な知識と経験を有する社外取締役を組み合わせ、取締役会全体としてバランスのとれた構成としており、今後もジェンダーや国際性等の多様性確保について検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役及び監査役は、他の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。なお、各取締役・監査役の重要な兼任状況については、「株主総会招集通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.maeda.co.jp/ir/report/tsuuchi.html>

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

当社は、取締役会全体の実効性について、第三者機関による取締役及び監査役への自己評価アンケートを実施し、回答に対する第三者機関の分析結果を踏まえ、取締役会において評価を行いました。

その結果、取締役会全体の実効性については、概ね適切に確保されていることを確認しております。

なお、取締役会の構成は、取締役会全体に占める社外取締役比率が1/3以上となり、新たに女性社外取締役1名が就任するなど、多様性が確保され、バランスの取れた構成となっております。

今後も、取締役会からの権限移譲を進める一方で、取締役会においては中長期的な課題や経営戦略の方向付けに関する議題を積極的に取り上げる時間を確保し、取締役会における建設的な議論をより深め、更なる取締役会の監督機能及び意思決定機能の向上を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は取締役及び監査役に対して、専門家によるガバナンス又は当社の経営計画に即した研修を行い、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供しております。

【原則5 - 1 株主との対話促進のための体制整備・取組みに関する方針】

当社は、株主との対話の機会として、株主総会をはじめ、決算説明会及び個別ミーティング等を開催し、当社の事業活動等の説明に努めています。

また、上記のIR活動は代表取締役をトップとして、総合企画部を指定し、関係部署とも連携の上、株主との建設的な対話を促進するために情報発信及び株主からの意見の収集に取り組んでいます。

さらに対話において把握した株主の意見等は、必要に応じて取締役会等へフィードバックし、情報の共有・活用を図っています。

なお、株主との対話に際しては、当社が定めた「内部者取引規制規程」に基づき、インサイダー情報の管理を徹底し、適切に対応します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
光が丘興産株式会社	24,311,000	12.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,080,100	6.21
前田道路株式会社	7,900,999	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,780,200	4.00
住友不動産株式会社	5,360,000	2.76
株式会社みずほ銀行	5,100,084	2.62
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,696,037	2.42
株式会社三井住友銀行	4,150,084	2.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,940,837	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,260,900	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社グループは、中長期の経営環境認識等を踏まえ、MAEDAグループが次の10年「NEXT10」で目指す姿を『総合インフラサービス企業グループ』と位置付けております。これは、請負を軸に上下流すべての領域へ事業範囲を拡大・強化しつつ、脱請負を軸にあらゆるインフラ分野へ事業を拡大するものであり、こうしたビジョンの実現に向けてグループ力を強化していくとともに、グループ全体の企業価値向上を目指していくものです。

そのために、当社は2020年3月に公共インフラの包括管理やPPP・コンセッション分野での協業等を目的に持分法適用関連会社であった前田道路株式会社の普通株式を公開買付けにより取得し、連結子会社としました。

両社の資本関係を強化するにあたっては、前田道路株式会社が上場会社としての独立性を保ち、自主的な経営を維持する中で、両社が少数株主の利益にも配慮しながらこれまで以上に連携を深め、適切な関係を構築することが望ましいと考え、完全子会社化とすることはせず、連結子会社としております。

なお、子会社の株式会社前田製作所及び前田道路株式会社とは事業の棲み分けがなされており、親会社兼任取締役の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

また、ガバナンス機能の強化のために子会社における独立社外取締役の比率をさらに引き上げることや、適切な人材の配置を共に検討し健全な経営体制を維持・管理するためのチェック機能を充実させることが今後の課題と考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
土橋 昭夫	他の会社の出身者													
幕田 英雄	弁護士													
村山 利栄	他の会社の出身者													
高木 敦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土橋 昭夫		土橋氏は、キャンノンマーケティングジャパン株式会社の社外取締役に就任されています。	当社と資本関係のある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、経営者としての長年の経験と幅広い見識が当社の経営に反映されると判断。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に充分応えることができるものとして独立役員に指定。

幕田 英雄	幕田氏は、日本原子力研究開発機構契約監視委員会の委員及び富士通株式会社の社外監査役に就任されています。同氏は、長島・大野・常松法律事務所の顧問です。	当社と資本関係のある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、検事及び弁護士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識が当社の経営に反映されると判断。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に充分応えられることができるものとして独立役員に指定。
村山 利栄	村山氏は、株式会社新生銀行の社外取締役役に就任されています。	当社と資本関係のある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、投資銀行における豊富な職務経験と、他社における社外役員としての経験に基づく幅広い見識が当社の経営に反映されると判断。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に充分応えられることができるものとして独立役員に指定。
高木 敦	高木氏は、株式会社インフラ・リサーチ & アドバイザーズの代表取締役です。	当社と資本関係にある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、証券会社におけるアナリストとしての金融・財務に関する高い知見と建設業に関する幅広い見識が当社の経営に反映されると判断。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に充分応えられることができるものとして独立役員に指定。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	1	4	0	1	社外取締役

補足説明

その他の委員は社外監査役1名になります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

決算期末並びに四半期決算期末後、決算発表日までの間に、監査役と会計監査人が定期的な会合を開き、会計が適法・適正に行われているかを確認しております。監査役と内部監査部門である総合監査部(6名)は、相互の監査方針、監査計画、監査結果等について緊密な情報・意見交換を適時行い、監査の実効性を高めることに努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 雅規	その他													
佐藤 元宏	公認会計士													
篠 連	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 雅規		元金沢国税局長	当社と資本関係にある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、豊富な見識で当社の経営執行の適法性について客観的な助言や指導を得られると判断。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に充分応えられることができるものとして独立役員に指定。
佐藤 元宏		佐藤氏は、株式会社不二家の社外監査役及びウェルネット株式会社の社外取締役(監査等委員)に就任されています。同氏は、当社の監査役就任前に、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属していましたが、当社監査役就任以前に同監査法人を退職されています。独立監査法人の監査報告書においても、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない旨、報告されており、また、当社は同監査法人へ監査報酬等を支払っておりますが、その報酬額は同監査法人にとって当社への経済依存度が生じるほどに多額ではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載は省略します。	当社と資本関係にある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、公認会計士としての長年の経験と豊富な知識を当社の経営の監視に反映されると判断。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に充分応えられることができるものとして独立役員に指定。
篠 連		篠氏は、シナネンホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)及び高島株式会社の社外取締役(監査等委員)に就任されています。同氏は、光和総合法律事務所のパートナーです。	当社と資本関係にある会社・大株主企業・主要な取引先の出身者ではなく、長年の弁護士として培われた法律実務経験から当社の経営の判断に的確な法的助言を得られると判断。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主の期待に充分応えられることができるものとして独立役員に指定。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の基本報酬は、役位に応じて決定される金額を基準として、その基準額の一部(70%)を固定部分、それ以外の部分を変動部分としており、各業務執行取締役の経営・管理能力、業績・成果の評価に応じ、変動部分をその基準額の0%から60%までの範囲にて決定したうえで、支給する制度を導入しております。また、取締役(社外取締役を除く)への譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告において、2019年度における全取締役及び全監査役の総額を以下のとおり開示しております。
取締役15名 580百万円(うち社外取締役3名、30百万円)
監査役7名 74百万円(うち社外監査役5名、37百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については、独立性の観点から、基本報酬のみを支払うこととします。

2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位を基礎として各取締役の経営・管理能力、業績・成果の評価、経歴等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3.業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬以外の報酬は、業績連動報酬等かつ金銭報酬である賞与、業績連動報酬等かつ非金銭報酬等である業績連動型株式報酬、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬により構成します。

3- .賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した金銭報酬とし、毎年一定の時期に支給します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう事業年度ごとの計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

3- .業績連動型株式報酬は、業務執行取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすること及び株主との一層の価値共有を進めることを目的として、各業務執行取締役の基本報酬の基準額(年度)にあらかじめ定めた割合を乗じた金額を基準として、役員等株式給付規定に基づき、単年度の業績達成度及び中期経営計画の業績達成度等を勘案して算出したポイントで、各事業年度及び中期経営計画期間の満了後に各業務執行取締役の報酬に付与し、中期経営計画期間の満了後に、そのポイントに基づいて当社株式及び金銭を交付します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

3- .譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に株主との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬の基準額にあらかじめ定めた割合を乗じた金額を基準として、毎年一定の時期に当社の株式を交付します。当該株式の譲渡制限期間は、3年から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とします。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、取締役会から諮問された報酬委員会において検討を行います。取締役会は、報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬等の内容のうち、基本報酬、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬については、取締役会は、個人別の報酬内容につき報酬委員会に諮問し、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役個人別の報酬内容を決議します。

取締役の個人別報酬等の内容のうち、賞与については、担当する業務執行ごとの業績に鑑み、代表取締役社長が代表取締役社長を除く業務執行取締役の評価を行ったうえで、取締役会が代表取締役社長を含む全業務執行取締役の評価について、報酬委員会に諮問します。取締役会は、報酬委員会からの答申結果をもとに、取締役個人別の報酬額を決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会議案に関する資料等の情報提供に関連し、セキュリティ向上及び業務効率改善の観点より電子による送信システムを導入しております。また、監査役会の業務補助者として担当者を配置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小原 好一	常任顧問	業界団体や財界等での対外活動、重要な社内行事や式典の対応等。	常勤 報酬有	2019/03/31	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監督機能の強化を図るとともにグループを含めた経営戦略の決定や業務執行が迅速に行える経営体制を整えるため、取締役11名(うち社外取締役は4名)の各々が取締役会の構成員として、その意思決定又は監視行為等について、独立した立場で職務を遂行しております。また、監査役会も社外監査役3名を含む5名体制とし、監査体制のさらなる強化を図っております。具体的な体制は以下のとおりです。

(1) 業務執行の機関

2020年6月23日現在の取締役は11名(うち社外取締役は4名)、監査役は5名(うち社外監査役は3名)、執行役員は20名(取締役兼務者を除く)であります。

当社は監査役制度を採用するとともに、執行役員制度により経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図っています。また、2002年6月からは取締役の任期を1年に短縮し、経営環境の変化に機動的に対応できる体制となっております。さらに、2007年6月より社外取締役2名、2020年6月には4名を選任し、取締役会の透明性と客観性の確保に努めております。

当社の内部統制システムの一環として、2003年1月より「企業行動ヘルプライン(現企業行動ヘルプライン・ホットライン)」を、2004年4月には、CSR(企業の社会的責任)への取り組み強化に向け、内部統制システムの総合化・高度化・効率化を図り、経営者の適正な業務執行を支援する「総合監査部」を設置いたしました。また、CSRを全社的に推進する体制を確立するため、「CSR推進部(現、CSR・環境部)」を新設するとともに、旧「企業倫理委員会」を吸収・統合した「CSR戦略会議」を設置いたしました。さらに、2006年9月には、ガバナンス強化の観点から、コンプライアンス及びCSR全般に関し、社会の公器としての当社の在り方に関する提言・答申を行うことを目的とした社外有識者によって構成される「有識者委員会」を設置いたしました。

(2) 有識者委員会の状況

原則2ヶ月に1回開催されております。社外有識者3名で構成されており、有識者委員会からの答申・提言については、取締役会やCSR戦略会議へ報告・付議され、当社としての意思決定に役立てることとしております。

(3) 監査役監査及び内部監査の状況

当社の監査役会は、原則として毎月1回開催されております。各監査役が取締役会に出席する他、常勤監査役は執行役員会にも常時出席しております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関であるとの認識のもと、業務執行の全般に亘って監査を実施しております。また、会計監査連絡会・社内監査連絡会・合同連絡会を適宜開催し、会計監査人及び内部監査部門との意見交換会を行い、監査の実効性と有効性を確保しております。なお、常勤監査役伊藤雅規氏は、長年にわたり国税行政の実務を経験し、会社財務及び税務に関する相当程度の知見を有しております。監査役佐藤元宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計監査人としての実績並びに財務及び会計・税務に関する相当程度の知見を有しております。

当社の内部監査を行う総合監査部(6名)は、内部監査計画を策定し、ステークホルダーの視点からのリスク評価に基づく監査を実施するとともに、必要に応じて関係部門への提言を行う等、内部統制の強化を図っております。また、監査方針、監査計画、監査結果等について監査役(社外監査役含む)及び会計監査人と緊密な情報・意見交換を適時行い、監査の実効性を高めることに努めております。

(4) 会計監査人監査の状況

当社の会計監査業務は、EY新日本有限責任監査法人の業務執行社員である鈴木理氏及び鈴木健洋氏の2名の公認会計士が同監査法人の24名の補助者(うち公認会計士7名、その他17名)とともに担当しております。

当会計監査人は、わが国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社を採用する理由については、社外監査役として法務・財務及び会計に関する相当程度の知見を有する人物を選任し、法務面及び会計面等からの監査を実施することにより、経営の監視機能の面で十分に機能する体制が整うものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第75回定時株主総会の招集通知は、2020年6月8日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第75回定時株主総会は、2020年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第75回定時株主総会の英訳招集通知は、2020年6月3日にTDnet及び自社のホームページで公表いたしました。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・発送前の2020年6月3日に招集通知をTDnet及び自社のホームページで公表し、議決権行使の促進を図っております。また、招集通知はフルカラー化しております。 ・株主総会においては、事業報告等をビジュアル化し、わかりやすさの向上を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表後に、説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州等にて、海外投資家向けに、代表者及び役員による説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信、英訳決算短信、アナリスト説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書)、株主通信、アニュアルレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部がIRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守や企業統治の仕組み、社会貢献活動や環境活動の取り組みをまとめた「MAEDA企業行動憲章」を制定し、当社ホームページに公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境活動の成果を財務会計情報と同様に見える形でまとめた環境会計報告、1年間のCSR活動、環境活動等の取り組み状況をまとめたサステナビリティレポートを作成しております。当社ホームページに公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「MAEDA企業行動憲章」において、「コミュニケーションと情報開示」の項目を設け、ステークホルダーとのコミュニケーションに努める旨を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な事業活動を確保し、ステークホルダーに対する社会的責任を果たすために、以下の事項を内部統制の基本方針として定めしました。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、「MAEDA企業行動憲章」に則り、グループ企業全体における法令遵守並びに企業倫理の浸透を率先垂範して行うとともに、法令及び定款に違反する行為の有無について、「業務執行確認書」を決算期毎に取締役会へ提出します。また、社長を議長とする「CSR戦略会議」を設置し、CSR活動の現状の把握、評価と今後の方針について審議します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報(電磁的記録を含む)について、文書管理規程及び情報システムセキュリティに関する社内規定などに従い、適切かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「MAEDAリスク管理方針」及びリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が「MAEDA企業行動憲章」を阻害するリスクを管理します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織関係規程により取締役の職務執行が適正かつ効率的に行える体制を整備します。また、執行役員制度を採用し、取締役の員数をスリム化することで、経営の意思決定の迅速化を図ります。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、総合監査部が、適正な業務運営体制を確保するために、内部監査を実施します。また、CSR・環境部が、法令遵守ならびに企業倫理に関する教育・普及等の活動を推進します。さらに、「企業行動ヘルプライン・ホットライン」(相談・通報制度)を設置し、不正行為の未然防止や早期発見を的確に行います。

6. 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社規程に基づき、グループ経営における業務の適正・信頼性を確保するための内部統制の構築を行います。また、定期的に「関係会社ヒアリング」を開催する等、当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、グループ企業の総合的な事業の発展を図ります。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務の補助を担当する使用人に対する指示の実効性の確保に努めるとともに、当該使用人の人事考課は監査役が行い、異動などについては監査役会の同意を得ることとします。

8. 監査役への報告に関する体制

当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等は、職務執行に関し重大な法令、定款違反及び不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは直接的又は間接的を問わず、直ちに監査役会に報告を行うものとします。なお、当社は、監査役への報告を行った当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止します。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じることとします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役・取締役・会計監査人が、定例的な会合を開催し、意見交換を行い、監査が実効的に行われることを確保します。また、監査の実効性を高めるために、監査役会は総合監査部と連携し、監査方針・監査結果などについて緊密な情報・意見交換を行います。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な是正を行います。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素より外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、上記内部統制システムに関する取締役会決議のほか、「MAEDA企業行動憲章」及び「MAEDA行動規範」において、「私たちは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決します。」旨を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えます。

しかしながら、将来起こりうる当社株式の大規模な買付行為の中には、明らかに濫用目的によるものがないとは言えず、その結果として当社株主共同の利益を損なう可能性もあります。このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者として適当でないと判断します。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、株主の皆様が、大規模な買付行為を適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが重要と考え、大規模な買付行為を行う買付者に対する対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）を策定しております。

現対応方針は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者に対して、買付行為の前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することをルールとして定め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、当ルールが遵守された場合にあっては、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと取締役会が判断した場合には、対抗措置を講じることがあります。

(3) 上記の取組みについての取締役会の判断とその理由

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としており、現対応方針も、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。よって、現対応方針は株主の皆様適切な投資判断を行うことを可能とし、株主共同の利益を損なうものでないと考えます。

また、現対応方針は大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が検討、評価し、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。これらのことから、現対応方針が当社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

2. 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

2019年6月21日に開催された第74回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」が承認され、同日より発行しております。当社ホームページ(<http://www.maeda.co.jp/>)に2019年5月14日に発表いたしました資料を公開しておりますので、ご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の情報開示に対する基本的な事項は「前田建設グループ内部者取引規制規程」に定め、当社グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示が行われるよう体制を整備しております。また、関係会社の重要な経営関連情報は「関係会社規程」により、報告体制を構築しており、当社グループの情報開示に係る体制は整備・構築されております。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は、グループ全体の企業価値を高めていくためには、内部統制機能を充実していくことが企業経営にとって不可欠であると認識しており、経営の効率性、健全性ならびに透明性の向上を目指して、経営体制の整備等を実施しております。

具体的な取り組みとしては、社会的責任(CSR)への取り組み強化に向け、経営者の適正な業務執行を支援する「総合監査部」を設置し、ステークホルダーの視点からのリスク評価の実施等、内部統制体制の充実を図っています。